

# 山陽小野田市教育委員会社会教育課ソーシャルメディア運用ポリシー

令和2年（2020年）10月8日策定

令和3年（2021年）4月28日改定

令和3年（2021年）12月16日改定

令和4年（2022年）9月1日改定

## 1 ソーシャルメディアによる情報発信を行う目的

ソーシャルメディアの即時性などの特性を生かし、二十歳のつどいに関する情報を山陽小野田市教育委員会社会教育課（以下「社会教育課」という。）から参加対象者及び関係者に効率的、効果的に発信することを目的とする。

## 2 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram（インスタグラム）

## 3 アカウント管理者等

- ・アカウント名 山陽小野田市二十歳のつどい
- ・アカウント管理者 山陽小野田市教育委員会社会教育課長
- ・ユーザー名 @sanyoonoda\_seijinsiki

## 4 発信情報の内容

二十歳のつどいに係る写真・動画等の発信 等

## 5 運用方法

### (1) 発信時間

原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。

### (2) コメントへの対応

原則として、コメントは表示しない設定とし対応は行わないが、必要に応じてコメントを表示することがある。この場合、社会教育課が内容を確認

する。ただし、個々のコメントへは、原則として対応しない。

## 6 利用者から寄せられたコメントの削除等

次の各項に該当する場合、社会教育課は予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

- (1) 特定の個人・団体等を中傷するもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (3) 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- (4) 違法行為又は違法行為をあおるもの
- (5) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (6) 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 著作権、商標権、肖像権等、社会教育課又は第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報 を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9) 虚偽や事実と異なると認められるもの
- (10) 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの
- (11) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (12) 社会教育課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) その他、社会教育課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 7 その他

### (1) 著作権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、社会教育課に帰属する。

### (2) その他

社会教育課は、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。